第三百二十三条第一項中「二十四人」を「二十二人」に改め、同条第二項中「第三百九条及び第三百十条」を「第三百八条及び第三百九条」に改める。

第三百二十四条第三項の表東京税関の項中「三十三人」を「三十九人」に改め、同表横浜税関の項中「十七人」を「十九人」に改め、同表名古屋税関の項中「十人」を「十三人」に改め、同表大阪税関の項中「十五人」を「十七人」に改め、同表神戸税関の項中「十二人」を「十四人」に、「五人」を「六人」に改め、同表門司税関の項統括調査官の欄中「三人」を「四人」に改め、同表合計の項中「九十五人」を「百十一人」に、「四十人」を「四十一人」に改める。

第三百三十一条第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　輸出された貨物に関する調査及び検査に関すること。

第三百三十二条中「第一号及び第三号から第五号」を「第二号及び第四号から第六号」に改める。

第三百三十九条第一項中「九人」を「八人」に改め、「、神戸税関の調査部に、システム企画調整官二人以内を」を削り、「大阪税関」の下に「、神戸税関」を加える。

第三百四十条第一項中「五百十五人」を「五百六十八人」に改める。

第三百四十一条第一項中「百八十二人」を「百八十四人」に改める。

第三百四十三条第八項中「四人を」の下に「、名古屋税関中部空港税関支署に、次長三人を」を加え、「名古屋税関清水税関支署、名古屋税関中部空港税関支署」を「名古屋税関清水税関支署」に改める。

第三百四十五条第二項中「、通関業監督官一人」を削り、「二人」の下に「、通関業監督官一人」を加える。

第三百五十五条を削る。

第三百五十六条第一項第八号中「第三百五十八条」を「第三百五十七条」に改め、同項第十二号中「第三百五十七条」を「第三百五十六条」に、「第三百五十八条第一項第二十六号」を「第三百五十七条第一項第二十五号」に改め、同条を第三百五十五条とする。

第三百五十七条を第三百五十六条とする。

第三百五十八条第一項中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とする。

第三百五十八条第三項中「第二十六号」を「第二十五号」に改め、同条を第三百五十七条とする。

第三百五十九条を第三百五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三百五十九条　通関業監督官は、第三百十条に規定する事務及び転職等給付金に関する事務（会計課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第三百六十条第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　輸出された貨物に関する調査及び検査に関すること。

第三百六十条第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第三百七十五条第一項中「二十六人」を「二十三人」に、同条第二項中「第三百五十六条」を「第三百七十五条」に改める。

第三百七十六条第一項中「十人」を「九人」に、同条第二項中「第三百五十八条第一項各号及び第三百五十九条」を「第三百七十七条第一項各号及び第三百五十八条」に改める。

第三百七十七条第二項中「第三百五十八条第一項第二十四号」を「第三百五十七条第一項第二十三号」に改める。

第三百七十八条第一項中「十一人」を「十人」に、同条第二項中「第三百五十五条、第三百五十七条第一項各号」を「第三百五十六条第一項各号」に、「第三百五十九条」を「第三百五十七条」に改める。

附則第十九項中「第三百五十七条」を「第三百五十六条」に改める。

別表第四清水税関支署御前崎出張所の項の次に次のように加える。

清水税関支署静岡空港出張所	牧之原市

別表第四名古屋税関金城埠頭出張所の項を削る。

別表第五横浜の項の前に次のように加える。

東京	新潟税関支署佐渡監視署　佐渡市

別表第九高崎の項中「（藤岡税務署管内の地域を除く。）」を削る。

別表第九藤岡の項管轄区域の欄を次のように改める。

藤岡市　多野郡	

附　則

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。ただし、第三条及び第十五条の改正規定は同月十日から施行する。

○農林水産省令第四十一号

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第二条第一項及び第五項、第四条第一項、第二項第三号及び第八号、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項並びに第十七条の規定に基づき、並びに同法及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第百七十三号）を実施するため、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

農林水産大臣　石破　茂

米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則

（新用途米穀加工品の範囲）

第一条　米穀の新用途への利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられる米穀粉

二　米穀がその原材料として用いられた飼料

（特定畜産物等の範囲）

第二条　法第二条第五項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　新用途米穀加工品である飼料を十日以上継続して利用することにより生産された畜産物

二　前号に掲げる畜産物を原材料として製造され、又は加工された食品であって、当該食品に占めるその原材料として利用された畜産物の重量の割合が五〇パーセント以上のもののうち、当該畜産物に占める前号に掲げる畜産物の重量の割合が五〇パーセント以上のもの

（生産製造連携事業計画の認定の申請）

第三条　法第四条第一項の規定により生産製造連携事業計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面

二　当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）

三　当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

四　生産製造連携事業の用に供する施設の規模及び構造を明らかにした図面

五　新用途米穀に係る売買契約書の写し